

# News Release

**CONCORDIA**  
Financial Group

2025年5月12日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 片岡 達也

コード番号 7186 東証プライム市場

## 定款の一部変更に関するお知らせ

コンコルディア・フィナンシャルグループ（代表取締役社長 片岡 達也）は、本日開催の取締役会において、2025年6月20日開催予定の第9期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しました。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 商号変更にかかる変更

当社は、おもな営業地盤を神奈川県および東京都とする横浜銀行、東日本銀行、神奈川銀行の3行を中心とした地域金融グループであり、4月1日にはL&Fアセットファイナンスを子会社化するなど、長期的にめざす姿である「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」に向けた取り組みを進めています。今後も総合金融グループへの発展をめざしていくなかで、国内外のステークホルダーに対し、当社の事業ポートフォリオをより広く、わかりやすく認知していただくことを目的として、「横浜フィナンシャルグループ」へ商号変更します。

##### (2) 監査等委員会設置会社への移行にかかる変更

当社は、総合金融グループへの進化に向けて、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実をはかることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行します。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会での議決権を付与することで、取締役会の監督機能をさらに強化していきます。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

取締役会決議日 2025年5月12日

定時株主総会開催日 2025年6月20日

定款変更の効力発生日 2025年6月20日

（ただし、商号変更の効力発生日は2025年10月1日とします）

以上

別紙

(1) 商号変更にかかる変更

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ</u>と称し、英文では <u>Concordia Financial Group, Ltd.</u>と表示する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社横浜フィナンシャルグループ</u>と称し、英文では <u>Yokohama Financial Group, Inc.</u>と表示する。</p> <p>附則</p> <p><u>(商号変更に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>定款第1条(商号)の変更は、2025年10月1日付で効力を生ずるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>

(2) 監査等委員会設置会社への移行にかかる変更

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>

現行定款	変更案
<p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規程)</p>
<p>第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会<u>または取締役会から委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p>	<p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>7名以内</u>とする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、3名とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="416 210 528 237" style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="177 544 595 571">(役付取締役および社長執行役員)</p> <p data-bbox="161 593 783 813">第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="193 835 397 862">2 (条文省略)</p> <p data-bbox="177 929 339 956">(代表取締役)</p> <p data-bbox="161 978 783 1055">第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="177 1167 397 1193">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="161 1216 783 1386">第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="177 1498 539 1525">(取締役会の招集および議長)</p> <p data-bbox="161 1547 783 1677">第 25 条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して、発するものとする。</p> <p data-bbox="193 1700 783 1830">2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p data-bbox="193 1852 397 1879">3 (条文省略)</p>	<p data-bbox="842 210 1437 479">4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="826 544 1244 571">(役付取締役および社長執行役員)</p> <p data-bbox="810 593 1437 813">第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役</u>の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="842 835 1078 862">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 929 989 956">(代表取締役)</p> <p data-bbox="810 978 1437 1108">第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役</u>を選定する。</p> <p data-bbox="826 1167 1046 1193">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="810 1216 1437 1435">第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p data-bbox="826 1498 1190 1525">(取締役会の招集および議長)</p> <p data-bbox="810 1547 1437 1677">第 25 条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して、発するものとする。</p> <p data-bbox="842 1700 1437 1830">2 取締役会は、取締役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p data-bbox="842 1852 1078 1879">3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第 28 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(<u>業務執行の決定の取締役への委任</u>)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 210 785 338"><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="177 400 341 432">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="161 450 785 528">第<u>31</u>条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="177 640 405 672">(監査役の報酬等)</p> <p data-bbox="161 689 785 768">第<u>32</u>条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="177 831 485 862">(監査役の責任限定契約)</p> <p data-bbox="161 880 785 1151">第<u>33</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="177 1214 397 1245">(監査役会の招集)</p> <p data-bbox="161 1263 785 1386">第<u>34</u>条 <u>当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して、発するものとする。</u></p> <p data-bbox="188 1404 785 1532">2 <u>監査役会は、監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p data-bbox="416 1594 523 1626">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="177 1836 368 1868">(監査役会規程)</p> <p data-bbox="161 1886 785 1964">第<u>35</u>条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会規程による。</u></p>	<p data-bbox="825 400 1048 432">(常勤監査等委員)</p> <p data-bbox="809 450 1439 577">第<u>29</u>条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="1066 640 1173 672">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="1066 831 1173 862">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="825 1214 1106 1245">(監査等委員会の招集)</p> <p data-bbox="809 1263 1439 1386">第<u>30</u>条 <u>当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して、発するものとする。</u></p> <p data-bbox="836 1404 1439 1532">2 <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p data-bbox="825 1594 1192 1626">(監査等委員会の決議の方法)</p> <p data-bbox="809 1644 1439 1771">第<u>31</u>条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。</u></p> <p data-bbox="825 1836 1075 1868">(監査等委員会規程)</p> <p data-bbox="809 1886 1439 2013">第<u>32</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条（条文省略）</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第41条（条文省略）</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条（現行どおり）</p> <p>第7章 計算</p> <p>第35条～第38条（現行どおり）</p>

以上

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部コーポレートコミュニケーション推進室  
（横浜銀行 経営企画部コーポレートコミュニケーション推進室内） TEL：045-225-1141